

香川県移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年10月13日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第99号

香川県移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

香川県移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例施行規則（平成25年香川県規則第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(歩道等又は自転車歩行者専用道路等の勾配)</p> <p>第2条 略</p> <p>(立体横断施設に設けるエレベーター等)</p> <p>第8条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号の規定にかかわらず、籠の出入口が複数あるエレベーターであつて、車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）にあつては、内法幅は1.4メートル以上とし、内法奥行きは1.35メートル以上とすること。</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(5) 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又は籠外及び籠内に画像を表示する設備が設置されていることにより、<u>籠外にいる者と籠内にいる者が互いに視覚的に確認できる構造とすること。</u></p> <p>(6)・(7) 略</p> <p>(8) 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する設備を設けること。</p> <p>(9) 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる設備を設けること。</p> <p>(10)～(12) 略</p> <p>(13) 停止する階が3以上であるエレベーターの乗降口には、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる設備を設けること。ただし、籠内に籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせ</p>	<p>(歩道等の勾配)</p> <p>第2条 略</p> <p>(立体横断施設に設けるエレベーター等)</p> <p>第8条 エレベーターに係る条例第14条の規則で定める構造は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号の規定にかかわらず、籠の出入口が複数あるエレベーターであつて、車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。）にあつては、内法幅は1.4メートル以上とし、内法奥行きは1.35メートル以上とすること。</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(5) 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、<u>籠外から籠内が視覚的に確認できる構造とすること。</u></p> <p>(6)・(7) 略</p> <p>(8) 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。</p> <p>(9) 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>(10)～(12) 略</p> <p>(13) 停止する階が3以上であるエレベーターの乗降口には、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、籠内に籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせ</p>

る設備が設けられている場合においては、この限りでない。

2～5 略

(自動車駐車場に設ける便所)

第18条 略

(旅客特定車両停留施設に設ける通路)

第19条 条例第28条第1項の規則で定める構造は、次のとおりとする。

(1) 有効幅員は、1.4メートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、有効幅員を1.2メートル以上とすることができる。

(2) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とすること。

ア 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、80センチメートル以上とすることができる。

イ 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

(3) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

2 条例第28条第4項の規則で定める構造は、次のとおりとする。

(1) 床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。

(2) 段差を設ける場合は、当該段差は、次に定める構造とすること。

ア 踏面の端部の全体とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により段差を容易に識別できるものとする。

イ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

(旅客特定車両停留施設に設ける出入口)

第20条 条例第29条の規則で定める構造は、有効幅を90センチメートル以上とすることとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、80センチメートル以上とすることができる。

2 前条第1項第2号及び第3号の規定は、条例第29条の規則で定める構造について準用する。

る装置が設けられている場合においては、この限りでない。

2～5 略

(自動車駐車場に設ける便所)

第18条 略

(旅客特定車両停留施設に設けるエレベーター)

第21条 条例第30条第1項の規則で定める構造は、次のとおりとする。

(1) 籠の内法幅は1.4メートル以上とし、内法奥行きは1.35メートル以上とすること。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）にあつては、この限りでない。

(2) 籠及び昇降路の出入口の有効幅は、80センチメートル以上とすること。

(3) 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、第1号ただし書の構造のエレベーターにあつては、この限りでない。

2 第8条第1項第5号から第13号までの規定は、条例第30条第1項の規則で定める構造について準用する。

(旅客特定車両停留施設に設ける傾斜路)

第22条 条例第31条第1項の規則で定める構造は、次のとおりとする。

(1) 有効幅員は、1.2メートル以上とすること。ただし、階段に併設する場合においては、90センチメートル以上とすることができる。

(2) 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。ただし、傾斜路の高さが16センチメートル以下の場合には、12パーセント以下とすることができる。

(3) 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏み幅1.5メートル以上の踊場を設けること。

2 第8条第2項第3号から第5号まで、第7号、第8号及び第10号の規定は、条例第31条第1項の規則で定める構造について準用する。

(旅客特定車両停留施設に設けるエスカレーター及び階段)

第23条 エスカレーターに係る条例第32条の規則で定める構造は、次のとおりとする。ただし、第3号及び第4号については、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、そのうち1のみが適合していれば足りるものとする。

(1) 上り専用のもので下り専用のものをそれぞれ設置すること。ただし、旅客が同時に双方向に移動することがない場合においては、この限りでない。

(2) エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等において、当該エスカレーターへの進入の可否を示すこと。ただし、上り専用又は下り専用でないエスカレーターにおいては、この限りでない。

(3) 踏み段の有効幅は、80センチメートル以上とすること。

(4) 踏み段の面を車椅子使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができる構造であり、かつ、車止めが設けられていること。

(5) エスカレーターの行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設けること。

2 第8条第3項第2号から第5号までの規定は、エスカレーターに係る条例第32条の規則で定める構造について準用する。

3 第8条第5項第2号から第8号まで、第10号及び第11号の規定は、階段に係る条例第32条の規則で定める構造について準用する。

(旅客特定車両停留施設の乗降場)

第24条 条例第33条の規則で定める構造は、次のとおりとする。

(1) 床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。

(2) 旅客特定車両の通行方向に平行する方向の縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。

(3) 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、誘導車路の構造、気象状況又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセント以下とすることができる。

(4) 乗降場の縁端のうち、誘導車路その他の旅客特定車両の通行、停留又は駐車のに供する場所（以下この号において「旅客特定車両用場所」という。）に接する部分には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の視覚障害者の旅客特定車両用場所への進入を防止するための設備が設けられていること。

(5) 当該乗降場に接して停留する旅客特定車両に車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のものであること。

(旅客特定車両停留施設に設ける便所)

第25条 第18条の規定は、条例第35条の規則で定める構造について準用する。この場合において、第18条第6号ア中「条例第23条に規定する通路」とあるのは「移動等円滑化された通路」と読み替えるものとする。

(乗車券等販売所、待合所及び案内所)

第26条 乗車券等販売所に係る条例第36条第1項の規則で定める構造は、乗車券等販売所を設ける場合において、そのうち1以上は、次のとおりとする。

(1) 移動等円滑化された通路と乗車券等販売所との間の通路は、第19条第1項各号に掲げる基準に適合するものであること。

(2) 出入口を設ける場合は、そのうち1以上は、次に定める構造とすること。

ア 有効幅は、80センチメートル以上とすること。

イ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とすること。

(ア) 有効幅は、80センチメートル以上とすること。

(イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

ウ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

(3) カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、待合所及び案内所に係る条例第36条第1項の規則で定める構造について準用する。

(旅客特定車両停留施設に設ける案内標識)

第27条 条例第38条第4項の規則で定める基準は、日本産業規格Z8210に適合することとする。

(旅客特定車両停留施設に設ける操作盤)

第28条 条例第39条第2項の規則で定める基準は、第8条第1項第11号で定める基準に適合することとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。